

◎新潟県告示第1023号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

川治上町(3)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から3号までを順次結んだ線及び標柱3号と1号を結んだ線に囲まれた区域

十日町市川治

(北側区域)

3251番 1号

3254番2 2号

3248番3 3号

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱7号と1号を結んだ線に囲まれた区域

十日町市川治

(南側区域)

3236番2 1号

3236番1 2号、3号、4号及び5号

3231番 6号及び7号